

第1回 暴力に関する専門調査会 議事録

(開催要領)

- 1 日時 令和8年4月30日(木) 17:00~18:42
- 2 場所 オンライン
- 3 出席者
 - 会長 小西 聖子 武蔵野大学学長・人間科学部教授
 - 委員 岩佐 嘉彦 弁護士
 - 同 大岡 由佳 武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授、性暴力被害者支援センター・ひょうご理事
 - 同 小川 真理子 東京大学多様性包摂共創センター特任准教授
 - 同 北仲 千里 広島大学ハラスメント相談室准教授、NPO法人全国女性シェルターネット共同代表
 - 同 種部 恭子 医療法人社団藤聖会女性クリニック We!TOYAMA 代表
 - 同 辻 泉 中央大学文学部教授
 - 同 納米 恵美子 全国女性会館協議会代表理事
 - 同 橋爪 隆 東京大学大学院法学政治学研究科教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 暴力に関する専門調査会について
 - (2) 配偶者等への暴力、性犯罪・性暴力等に関する最近の取組について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料1 暴力に関する専門調査会運営規則(案)
- 資料2 第6次男女共同参画基本計画の策定について
- 資料3 配偶者等への暴力、性犯罪・性暴力等の現状について
- 資料4 性犯罪・性暴力対策の進捗状況について
- 資料5 配偶者暴力防止法及びストーカー規制法の改正について
- 資料6 質問事項一覧
- 参考資料1 暴力に関する専門調査会 委員名簿
- 参考資料2 「第6次男女共同参画基本計画」(令和8年3月13日閣議決定)(概要)
- 参考資料3 「第6次男女共同参画基本計画」(令和8年3月13日閣議決定)(本文)

(議事録)

○小西会長

皆様、年度初めのお忙しい中、またゴールデンウィークの谷間、かつ17時からという設定で会議を始めさせていただきます。本当に御参加いただきましてありがとうございます。

ただいまから「暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

会長を仰せつかりました小西聖子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

「女性に対する暴力に関する専門調査会」から少し名前を変えまして、新しい名前でスタートします。

まず、専門調査会の開催に当たりまして、岡田男女共同参画局長より御挨拶がございました。どうぞよろしく願いいたします。

○岡田男女共同参画局長

男女共同参画局長の岡田でございます。

小西会長を始め、委員の皆様におかれましては、配偶者等への暴力、性犯罪、性暴力等の根絶に向けまして、常日頃より御尽力いただきまして厚くお礼を申し上げます。

また、本日は御多用の中、本専門調査会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この度、これまで開催しておりました「女性に対する暴力に関する専門調査会」の名称を「暴力に関する専門調査会」に変更いたしまして、小西会長、また新たに御就任いただきました岩佐委員、大岡委員、小川委員、辻委員を含め10名の皆様に委員を務めていただくことになりました。皆様、どうぞよろしく願い申し上げます。

本日の議題は、「暴力に関する専門調査会について」と「配偶者等への暴力、性犯罪・性暴力等に関する最近の取組について」でございます。

本日は、先日閣議決定されました第6次男女共同参画基本計画の概要や、配偶者等への暴力、性犯罪・性暴力等の現状について報告させていただきますとともに、委員の先生方からは今後の取組ですとか、取組を進める上での御示唆など、幅広く御知見をいただければと考えております。

どうぞよろしく願い申し上げます。

○小西会長

ありがとうございました。

今お話にありましたように、本専門調査会の名称は今年の3月13日に変更されております。

ただし、本専門調査会では引き続き性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力等の防止、それから被害者支援などについて調査及び審議を行うこととされています。

名称は変わりましたが、この専門調査会では、もう長くこれまで様々な議論をしてまい

りましたので、その蓄積を踏まえつつ引き続き議論を重ねていければと考えております。

今回は新たな委員の方をお迎えした初めての開催となりますので、御参加いただきました専門委員の皆様それぞれ自己紹介をいただければと思います。簡単に1分くらいでお願いできればと思いますが、参考資料1に名簿がございます。

まず、専門調査会では会長代理をあらかじめ指名することとされておりまして、当専門調査会では納米委員をお願いしております。まず、納米委員から自己紹介をいただき、その後は名簿の順にお願いしたいと思います。

それでは、納米委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○納米委員

納米と申します。よろしくお願いいたします。トップバッターだと思わなかったのも、ちょっとびっくりしております。

会長代理ということで仰せつかっておりますけれども、以前から会長は小西先生がお引き受けくださっております、私はほとんど何もせずに、ただ名前のみ会長代理ということでさせていただいております。以前の「女性に対する暴力に関する専門調査会」からの引き続きの関わりとなります。

全国女性会館協議会は、全国の男女共同参画センターのネットワーク組織でございます、そのNPOに関わっております。男女共同参画センターでは多く相談事業をやっておりますので、そこでも暴力に関する相談が多数寄せられているということ、そのほか私ごとでございますけれども、家庭裁判所の調停員を務めておりまして、その中でも暴力の話が多々出てまいります。

そうしたことをしている者でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小西会長

どうもありがとうございます。

それでは、続きまして岩佐委員、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員

皆さん、こんにちは。弁護士の岩佐と申します。今回、初めて委員になりました。よろしくお願いいたします。

私は大阪の弁護士で、専門というか、対応している領域がこどもの虐待の領域になります。もちろんこどもの虐待の領域はそうなのですが、一定のケースでDVが絡んできたりとか、それから法律的な枠組みで言うと児童福祉法とDVの関係の法律とか、ちょっと交錯しているような場面も多々あるし、臨床的には正に家族の中での暴力ということで、本来一つで捉えていかないといけないところが、ちょっとばらばらに分かれてしまっているところもあって、こどもが専門的な部分なので、その視点が多くなるかもしれませんけ

れども、どうぞよろしくお願ひいたします。

○小西会長

よろしくお願ひいたします。

それでは、次に大岡委員、お願ひいたします。

○大岡委員

失礼いたします。私、今回初めて委員にさせていただきました大岡由佳と申します。

現在、武庫川女子大学の心理・社会福祉学部の教授ということになります。そもそも私のアイデンティティーはソーシャルワーカーでございまして、25年くらい前から犯罪被害者支援センターのほうにまずは身を置きまして、その後は現在なのですけれども、今、兵庫のほうにおりますが、性暴力被害者支援センター・ひょうごの理事や、また大阪被害者支援アドボカシーセンターの専門支援員などもさせていただいております。また、私ごとですけれども、TICCという一般社団法人を立ち上げてトラウマインフォームドケアにも携わるといような、そんなことになります。

内閣府関連でありましたら、ワンストップ支援センターの支援状況調査等の関わりで委員などをさせていただいた経緯があり、このたび御縁があつてここに入れさせていただいたと認識しております。

まだまだ右も左も分かりませんので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○小西会長

ありがとうございます。

次に、小川委員、お願ひいたします。

○小川委員

東京大学の小川でございます。初めて委員を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

私は専門が社会学、ジェンダー研究になります。修士論文の時から、DV被害者支援を行う民間シェルター等の調査研究を行ってまいりました。民間シェルターや民間NGOの皆様がDV被害者への支援を行う中でDV防止法の立法過程や改正過程へも参入し、どのような役割を担い、支援活動を行っているのかについて実証研究を通して考察してまいりました。

最近では、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）に伴い名称が変更になりました女性相談支援員（婦人相談員）の全国調査を行ひまして、女性相談支援員の位置付け、役割、専門性、労働状況等を分析しています。女性支援新法の見直しに伴い、女性相談支援員に関する調査研究を継続しております。

また、東京大学に多様性包摂共創センターという2年前に新設されましたセンターに所

属しています。ジェンダー・ダイバーシティ、インクルージョンに関する東京大学での新たな拠点となるセンターです。そのセンターのジェンダー・エクイティ推進オフィスの副オフィスを務めておりました、大学全体のジェンダー平等ダイバーシティを推進するために意識啓発や支援など様々な取組に従事しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○小西会長

ありがとうございます。

次に、北仲委員、お願いいたします。

○北仲委員

北仲といいます。私は、広島大学でハラスメント相談室の准教授ということで、毎日、大学のセクハラ、パワハラ、アカハラに対応しているというちょっと珍しい職業に就いています。同時に、NPO法人全国女性シェルターネットというDVの民間シェルターの団体の共同代表をしています。また、広島県のワンストップ支援センターを受託しているNPOもやっています。専門は社会学なのですが、そのどれかの立場で幾つかの論点についてお話をさせていただくことが多いです。

よろしく申し上げます。

○小西会長

ありがとうございます。

次に、種部委員、お願いします。

○種部委員

富山県の産婦人科医の種部といいます。

小さな民間のクリニックではあるのですが、性暴力被害ワンストップ支援センターとやまの嘱託医及び関連医療機関として、それから富山県は警察とも連携が強いので、警察の委嘱医として仕事をまいりました。

あとは、日本産婦人科医会で、産婦人科医の性暴力被害者対応のスキルを上げる仕事をまいりました。日本の産科婦人科医はガイドラインに従って診療をやらなくてはいけないので、均てん化を図る仕事をまいりました。

また、個人では、婦人保護施設がない富山県を見かねて民間シェルターを開設しています。また、学校性教育にも関わり、性教育が実装されていない現状を脱却する方法を模索してきました。皆様にまた御意見を伺えればと思っております。

お願いいたします。

○小西会長

ありがとうございます。

次に、辻委員、お願いいたします。

○辻委員

よろしくをお願いいたします。中央大学文学部で教員をしております辻と申します。

専門は社会学を専攻しておりまして、その中でもジェンダーに関わるジェンダー研究などもしてまいりました。

本専門調査会に関わるところで申しますと、川崎市の男女共同参画センターの運営委員会をお引き受けしたことがございまして、先ほど御挨拶されておられました納米さんが館長のときも運営委員をしていて、お久しぶりという感じがいたしております。

私は男性学等をかじったことがございますので、恐らくこの専門調査会が名前を変えているというところで、もちろん女性に対する暴力も大事な問題でございますし、それと同時に男性に対する被害等々も何か私のほうでお役に立つ部分があればと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小西会長

ありがとうございます。

名簿では次は立命館大学の中村正先生なのですけれども、今日はお休みと聞いております。

続きまして、次に橋爪委員、お願いいたします。

○橋爪委員

東京大学で刑法を担当しております橋爪と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。前回からの継続となっております。

私はこの調査会との関係で申し上げますと、法務省で性犯罪の改正等に関わってまいりました。また、DV防止法の見直しに関する検討についても委員として参加させていただきました。この調査会におきましては、法的な観点から発言をしていければと考えております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小西会長

最後に改めて私から自己紹介させていただきます。

前専門調査会に引き続きまして、「暴力に関する専門調査会」の会長を務めます小西でございます。

私は今、武蔵野大学の学長をしておりますが、もともとは精神科医で心理療法が専門で、

かつ犯罪被害者支援にずっと関わってきた者でございます。臨床畑での専門はと言われればPTSDの治療研究ということになりますし、自分が始めたのはもう30年くらい前になりますけれども、何もないところで組織のこととか、あるいは支援の枠組みとか、そういうことも考えざるを得ない状態の中で、いろいろな違う分野の連携ということにも関わってまいりました。ですから、法律は専門ではないのですけれども、性犯罪に関する刑法改正の法制審議会は2回とも臨時委員として出させていただきますいております。

そういうところで、大していろいろなことができていないのですけれども、引き続き会長をさせていただくことになりましたので、ぜひ皆様に御協力いただき、お助けいただいでやればと思っております。

それでは、議事に入ります前に、事務局より資料の確認をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○中島男女間暴力対策課長

男女共同参画局男女間暴力対策課長の中島でございます。

本日の資料は、議事次第、資料1から6、参考資料1から3でございます。これらの資料の不足等がありましたら、チャット等で事務局にお申し付けいただければと思います。

以上です。

○小西会長

ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議題1につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○中島男女間暴力対策課長

事務局でございます。

資料1の運営規則（案）につきまして御説明をさせていただきます。

まず、専門調査会の名称が変更になりましたので、運営規則につきましてもこれまでの「女性に対する暴力に関する専門調査会運営規則」から「暴力に関する専門調査会運営規則」に変更をしております。

その他は、計画実行・監視専門調査会や、先頃廃止をされましたけれども、第6次基本計画策定専門調査会と同じ書きぶりをしておりまして、まず第2条では調査会の招集は会長が行い、所属する議員、専門委員の過半数の出席が求められるということですが、会長は必要があると認めるときには過半数が出席せずとも招集できるという規定を置いております。

第3条では、欠席の場合に代理人を出席させたり、他の委員等に議決権の行使を委任することはできないことや、欠席する際の書面による意見提出について規定をしております。

第4条では、議事は出席した委員等の過半数をもって決する。可否同数の場合には会長が決する。

それから、委員等の過半数の出席がない場合には議決はできませんが、会長が必要と認めるときは議決ができ、その場合には次回開催時に会長から議決について報告するといったことが書かれてございます。

第5条では、公開で開催をすること。これも例外がございまして、公平かつ中立な議事を保障する静謐な環境の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときには非公開とすることができるといふ旨が記載してございます。

以下、第6条では議事録の作成、公表について、第7条では会長代理について、第8条ではワーキング・グループを開催でき、委員等以外の有識者をメンバーとできる旨、第9条でその他必要な事項は会長が定めることについて規定してございます。

資料の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小西会長

ありがとうございます。

ただいま御説明のあった資料1の運営規則の案について、御意見は何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、この運営規則を御了解いただきましたので、今後これに基づいて運営させていただければと思います。

それでは、議題2に入ります。議題2では、まず事務局から資料の2から5について御説明いただきます。次に、先生方から事前にいただいておりました御質問が資料6にございますが、それについて担当省庁から御回答いただきます。その後で、皆様からそれぞれ御意見をいただければと思っております。

まずは、事務局から資料2から5について説明していただきます。よろしくお願ひします。

○中島男女間暴力対策課長

事務局でございます。

資料2から5に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず「第6次男女共同参画基本計画」についてでございます。こちらは、参考資料としても概要版と本文のほうをお付けしております。

では、資料2の左上を御覧ください。

まず、位置付けでございますけれども、男女共同参画基本計画は男女共同参画社会基本法に基づきまして男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画として策定をされております。第6次男女共同参画基本計画は本年3月に閣議決定をされたところでありまして、6次計画のポイントや構成につきましては御覧のとおりですが、当専門調査会が主に

関わる分野は右下の第2部、政策編にあります第6分野「ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実に向けて」です。

次のページに概要を載せておりますけれども、中身に関しては引き続き資料3で御説明をさせていただきます。

では、資料が変わりまして、資料3「配偶者等への暴力、性犯罪・性暴力等の現状について」でございます。

1ページですが、まず6次計画の第6分野、基本認識でございます。

誰もが性別に関わりなく、個人の人権が尊重され、安全に、かつ安心して暮らせることが不可欠であること。依然として存在する暴力について、その根絶は男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務としております。

また、女性に対して行われる暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在していること。その根絶に向けて、社会経済における男女間の格差是正や、男女の人権尊重の徹底等の意識改革に取り組む必要があること。

また、当然のことながら、暴力はその対象の性別を問わず許されるものではなく、あらゆる暴力を容認しない姿勢を示していくことが重要としております。

2ページでございます。

6次計画の項目です。

1. 「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化」において、被害者支援等の土台となる要素である社会全体での機運の醸成のための広報や教育、相談支援に携わる関係者等への研修。

2. 「性犯罪・性暴力への対策の推進」におきましては、各地域におけるワンストップ支援センターと各関係機関とのネットワークの構築の推進などの性犯罪・性暴力被害者支援のための取組。

3. 「こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進」では、学校現場における取組を含め、特にこどもの被害に対する取組。

4. 「配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進」においては、DV防止法に基づく取組の推進や加害者プログラムの全国的な普及。

以下、ストーカー対策、セクシュアルハラスメント防止対策、人身取引対策、売買春対策、インターネットを利用した性暴力等への対応などを盛り込んでいるところでございます。

次に、施策を取り巻く全体概況について御説明をいたします。

4ページでございます。

まず、「配偶者等への暴力」についてでございますが、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は令和6年度で12.8万件となっております、令和2年度に過去最高となっております。高水準で推移をしております。

5ページをお願いします。

DV相談者の年齢は30代、40代で半数以上を占めておりまして、相談内容の約7割が精神的DVを含んだ相談となっております。

6ページでございます。

配偶者暴力相談支援センターは近年、市町村における設置数が徐々に増えてきておりまして、令和8年4月時点で合計328か所となっております。

7ページでございます。

令和5年度に実施しました、「男女間における暴力に関する調査」より配偶者からの暴力の被害経験について御説明をいたしますと、結婚したことがある人の25.1%は配偶者から暴力を受けたことがあるとしておりまして、性別で見ると女性の27.5%、男性の22.0%は配偶者からの被害を受けたことがあり、女性の13.2%、男性の7.2%は何度も受けていることが分かります。

8ページです。

被害類型ごとの被害経験はこのグラフのとおりでございまして、左上にあります身体的暴行につきましても女性が15.0%、男性が11.5%、右上の心理的攻撃、例えば人格を否定するような暴言であったり、交友関係や行く先、電話、メールなどを細かく監視、制限することなどを含みますけれども、こちらは女性が19.9%、男性15.5%となっております。いずれの行為も、女性のほうが被害経験者の割合が多くなっております。

9ページでございます。

命の危険を感じた経験では、被害を受けた人の12.6%、性別で見ると女性の15.6%、男性の7.5%は命の危険を感じた経験があるとしています。

10ページでございます。

他方、被害を受けた人の44.2%、女性の36.3%、男性の57.2%はどこにも相談していないとしています。

11ページでございます。

「保護命令事件の処理状況等の推移」をお付けしております。

令和7年に終局した配偶者暴力等に関する保護命令事件のうち、保護命令が発令された件数は1,059件となっております、近年、大体同じくらいの件数となっております。

12ページをお願いします。

「DV相談窓口」としましてはDV相談ナビ「#8008（はれれば）」にかけていただくと、最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。また、DV相談+（プラス）では多様な被害者のニーズに対応できるよう、24時間の電話相談、チャット相談のほか、10か国語の外国語相談にも対応しております。

13ページです。

DV防止法については、令和5年の改正で保護命令制度が拡充をされておりまして、接近禁止命令等の申立てができる被害者の範囲・要件が拡大をされておりまして、また、保護命令の期間を6か月から1年に延ばすなどの改正を行いました。令和7年にも改正を行って

おりますけれども、資料5のほうで触れさせていただきます。

15ページです。

次に、「性犯罪・性暴力」についてでございます。

こちら令和5年度の「男女間における暴力に関する調査」の結果によるものですが、「不同意性交等の被害にあった経験等」は女性が8.1%、男性が0.7%となっておりまして、加害者との関係は交際相手や元交際相手など、顔見知りが多いという結果になっております。

16ページです。

相談経験につきましては、女性の55.4%、男性の60%が相談しなかったとしています。

17ページです。

「ワンストップ支援センターへの相談者の性別・年齢」でございますけれども、相談の大半が女性からでありまして、被害時の年齢は約半数を10代以下が占めておりまして、若年層の被害が多くなっている状況でございます。

18ページには、ワンストップ支援センターの概要をお付けしているほか、19ページは相談体制でございます。全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」を設けているほか、夜間・休日の相談や、緊急対応のためのコールセンターや、SNS相談ができる「キュアタイム」を実施しております。

21ページ、22ページは「広報・啓発」の御紹介でございます。これまでDVや性犯罪・性暴力等の予防と根絶、社会意識の啓発のため、「女性に対する暴力をなくす運動」を毎年11月に、「若年層の性暴力被害予防月間」を毎年4月に実施をしてきたところです。

23ページ以降は、その他参考となるデータもお付けをしておりますので、併せて御覧をいただければと思います。

それでは、続きまして資料4「性犯罪・性暴力対策の進捗状況について」、御説明をいたします。

性犯罪・性暴力対策につきましては、令和5年に令和5年度から7年度の3か年を更なる集中強化期間とする「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を取りまとめまして、関係府省において取り組む施策の方向性を示したところでございます。

この更なる強化の方針では、方針に基づく具体的な施策は毎年策定される「女性活躍・男女共同参画の重点方針」に記載をすることとされ、さらに毎年度フォローアップを実施してきたところでございます。この更なる強化の方針は、令和7年度で最終年度を迎えましたが、これまで取り組んできた施策については6次計画に引き継がれているものと整理をされております。本日は、令和7年度末までの進捗につきまして、かいつまんで御紹介をさせていただきます。

まず、施策項目①「刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用」ですが、通し番号1、その改正の趣旨及び内容を踏まえた適切な運用、周知啓発を図るなど、必要な措置を講じているほか、附則規定に基づく検討に資するよう適用状況を把握するための調査

を実施するなどしています。

続いて、施策項目③「多様な被害者が被害申告・相談をしやすい環境の整備」でございます。

通し番号8、警察庁の通達により、証拠採取キットの整備が促進をされているほか、通し番号11、4月の「若年層の性暴力被害予防月間」等を通じまして広く相談窓口の周知を行ってきたところでございます。

また、通し番号15、多様な相談者が利用しやすいよう、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」によりまして、メールやSNS相談等を推進しております。

次に、施策項目④「こどもの性被害防止に向けた総合的な対策の推進」でございます。

通し番号18、今年12月のこども性暴力防止法の施行に向けて「こまもろう」マークの制定ですとか、ガイドラインの策定などが進められております。

施策項目⑤「学校等における相談等の体制の強化」でございますが、通し番号28、29に記載がございますけれども、こども家庭庁と文部科学省が共同で「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」を作成し、その中で性的ないじめについての対応のポイントについて示しています。

施策項目⑥「切れ目のない手厚い被害者支援の確立」、通し番号31でございますが、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」によりまして、関係機関間の連携強化を推進しているほか、令和7年度はワンストップ支援センターの支援状況等調査を行いまして、現在取りまとめを行っているところであります。

また、通し番号39、医療的支援充実に向けて、種部先生にも講師としてお話をいただいたところでございますが、医療関係者向けの研修を行うなどしております。

通し番号44、犯罪被害者等支援弁護士制度が本年1月に運用が開始されております。

続いて、施策項目⑦「生命（いのち）の安全教育の全国展開の推進」でございますが、通し番号45、文部科学省のほうで令和7年度に教材、手引の改訂を行うなど、充実・改善を図ったところでございます。

施策項目⑧「インターネット上の性的な暴力等の根絶に向けた取組」、通し番号50でございますが、こども家庭庁の「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキング・グループ」におきまして課題と論点整理、またその整理に基づく工程表を取りまとめ、工程表に沿った取組や検討を進めているところでございます。

資料4の御説明は以上でございます。

最後に、資料5に基づきまして「紛失防止タグ」に関して令和7年にDV法とストーカー規制法が改正をされておりますので、簡単に御説明をいたします。

DV法におきましては、紛失防止タグを用いて被害者の所在を把握する行為は接近禁止命令等の禁止行為の対象外でございましたけれども、昨今、紛失防止タグを悪用したストーカー事案が増加しており、また、DV事案におきましても被害者の所在を把握する目的で、被害者の所持品に紛失防止タグを差し入れるといったケースが見られるようになっており

まして、急ぎ対応する必要があったことから、接近禁止命令等における禁止行為に紛失防止タグの位置情報を取得する行為等を追加する改正を行ったものでございます。

下のほうを見ていただきますと、令和6年におけるストーカー事案における紛失防止タグに係る相談件数は前年の約2倍に上っておりまして、GPS機器に係る相談等件数に迫る勢いとなっているといったところでございます。

ストーカー規制法におきましても同趣旨の改正が行われておりますほか、その他といたしましてストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある者への通知など、幾つか改正がございました。

長くなりましたが、御説明は以上になります。

○小西会長

ありがとうございました。

大変広範な範囲で、様々な省庁からの政策の令和7年度における状況を御説明いただいたと思います。

次に、資料6の御質問について担当省庁から質問番号順に御回答をお願いいたします。

まず、質問番号1と2について最高裁判所から御説明をお願いいたします。

○最高裁判所

最高裁判所でございます。

それでは、まず質問番号1について、最高裁判所から御回答させていただきます。

改正後の接近禁止命令の発令件数についてでございますが、まず被害者に対する発令件数は令和6年、これは令和6年4月から12月まででございますけれども、令和6年は890件であり、うち脅迫のみを原因とする件数は72件、これは全体の約8.1%でございます。

令和7年は全体が1,048件であり、うち脅迫のみを原因とする件数は88件、約8.4%でございます。

令和8年は1月のみでございますが、1月が82件であり、うち脅迫のみを原因とする件数は5件、約6.1%となっております。

次に、子に対する発令件数でございますが、令和6年4月から12月は508件であり、うち脅迫のみを原因とする件数は42件、約8.3%となっております。

令和7年は全体が589件であり、うち脅迫のみを原因とする件数は51件、約8.7%でございます。

令和8年は1月が47件であり、うち脅迫のみを原因とする件数は1件、約2.1%となっております。

最後に、親族に対する発令件数でございますが、令和6年4月から12月までが325件であり、うち脅迫のみを原因とする件数は31件、約9.5%となっております。

令和7年は全体が377件であり、うち脅迫のみを原因とする件数は38件、約10.1%ござ

います。

令和8年は1月が30件であり、うち脅迫のみを原因とする件数は2件、約6.7%でございます。

なお、令和7年以降の件数は速報値によるものとなっております。

次に、質問番号2番でございますけれども、改正後の保護命令、接近禁止命令の発令件数につきましては、最高裁判所で把握している統計数値としましては、被害者、子、または親族に対する発令件数のうち、脅迫のみを原因とする発令と、それ以外の各件数しか把握しておらず、精神的DV及び身体的DVの双方を原因とする発令件数、あるいは身体的DVのみを原因とする発令件数、性的DVに対する発令が認められた事例の有無については把握しておりません。

令和6年4月以降の各年における被害者、子、または親族に対する保護命令の発令件数及びそのうち脅迫のみを原因とする件数については、先ほど質問1に関して御説明したとおりでございます。

最高裁判所からの御回答は以上でございます。

○小西会長

ありがとうございました。

それでは、次は加害者プログラムについてですね。質問番号3について、内閣府から回答をお願いいたします。

○中島男女間暴力対策課長

質問番号3につきまして、御回答を申し上げます。

DVの加害者プログラムの実施に現時点で取り組んでいる都道府県数や課題、方策等についてということでお尋ねをいただいております。

加害者プログラムですけれども、令和2年度から4年度にかけて試行実施を行ってまいりまして、それによって得られた知見に基づき、実施に当たっての留意事項を整理しまして都道府県等にお示しをしているところでございます。

この留意事項に沿った加害者プログラムの実施を推進するため、令和6年度より交付金を通じまして都道府県等の取組を促しているほか、加害者プログラムの意義を御理解いただけるよう、自治体向けの研修などに取り組んでいるところでございます。

令和7年度に交付金を活用した加害者プログラムを実施している都道府県等は7つ、また、独自に取り組んでいる都道府県等は3つと承知をしております。また、加害者プログラムを実施できる団体の数も含めまして、全国的な実施体制の確保が課題というふうに認識をしております。

目標の47都道府県での実施が達成できるよう、既に取り組んでいる自治体の例を積極的に提供するなどして、全国的な実施に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○小西会長

ありがとうございました。

続きまして、質問番号4、今度は警察庁、内閣府、法務省からそれぞれ回答をお願いいたします。

○警察庁

警察庁です。まずはストーカー加害者対策について警察庁から発表いたします。

警察庁においては、平成28年度からカウンセリング、治療の必要性について地域精神科医等の助言を受けて加害者に受診等を勧めるなど、地域精神科医等との連携を推進しているところです。

ストーカー加害者にカウンセリングや治療を義務付けることは、標準的な治療方法が確立しているとは言えないなど、様々な課題があり、まずはストーカー加害者をカウンセリングや治療につなげやすくするための取組を進めることが重要であると承知しており、令和7年度補正予算により開始している調査研究などを踏まえて、ストーカー加害者をカウンセリング、治療につなげやすくするための取組をしっかりと推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○小西会長

引き続きお願いします。内閣府でしょうか。

○中島男女間暴力対策課長

内閣府でございます。

DV加害者への加害者プログラムに参加を命令する制度の創設についてということでお尋ねをいただいております。

先ほどのお答えと一部重複いたしますけれども、現在、内閣府では交付金を通じまして都道府県等での加害者プログラムの実施を促進したり、研修により加害者プログラムの意義を御理解いただけるよう、取組を進めているところでございます。

なお、ここで言う加害者プログラムとは、被害者支援の一環として加害者に働きかけることで、加害者に自らの暴力を自覚させるものでございます。

委員御指摘のように、加害者プログラムの受講命令によって個人を強制的に参加させることについては、その対象となる加害者の範囲、全国一律の実施体制の確保、プログラムの内容や実施方法等を慎重に検討する必要があるというふうに認識をしております。まずは現在の加害者プログラムの各都道府県等での今後の実施状況を踏まえまして、加害者プ

プログラムの受講の在り方や、全国での実施体制の在り方などについて検討を行いまして、全国的な実施に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○小西会長

ありがとうございます。

引き続き、法務省、お願いします。

○法務省

法務省でございます。

担当部局がまたがっておりますので、まず刑事施設における再犯防止のためのプログラムについてお答えいたします。

○法務省

質問番号4に関連して、矯正局のほうからお答えさせていただきます。

刑執行段階である刑事施設におきましては、ストーカー事犯者に対してその特性や犯罪様態等に応じて、暴力や性犯罪を防止するためのプログラム等、必要な指導を実施しているところでございます。

また、さらに、ストーカーに特化したプログラムの作成も現在検討しているところでございます。

また、DV加害者に対しましては、暴力防止指導というものを全施設で実施しております。DVの問題に対応するカリキュラムも設けて指導を行っているところです。

いずれの指導につきましても、刑事施設においては義務として指導を実施しているところです。

○法務省

続きまして、法務省保護局から回答いたします。

保護観察所では、刑事施設から仮釈放となった者などに対して保護観察官や保護司による指導監督を誠実に受けることなどの遵守事項を義務付けまして保護観察を行っております。保護観察所においても、ストーカー事犯者に対して犯罪態様等に応じまして、暴力防止プログラムであったり、性犯罪再犯防止プログラムの受講を義務付けて実施するなど、必要な指導を行っております。

DV加害者に対しても、DVの問題に応じた暴力防止プログラムの受講を義務付けて実施するなど、必要な指導を行っております。

以上になります。

○小西会長

ありがとうございます。

次に、質問番号5ですね。内閣府から回答をお願いいたします。

○中島男女間暴力対策課長

内閣府でございます。

質問番号5、被害届が出されていない性暴力被害者の支援調整会議はどこが担うのが望ましいのか。ワンストップ支援センターが本当にその機能を担えているのかというお尋ねかと存じます。

ワンストップ支援センターは、警察への被害届の提出の有無を問わず性暴力被害者支援を実施しております。また、内閣府としては性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金を通じまして、地域における関係機関とのネットワークの構築を支援しているところであり、個々の被害者の支援内容を検討する会議につきましては、ワンストップ支援センターが担うことがふさわしいと考えております。

ワンストップ支援センターが関係機関と実施しているケース検討会議、これが委員御指摘の支援調整会議に近いものかと存じますけれども、こちらの実施状況につきましては令和7年度に実施をしましたワンストップ支援センターについての支援状況等調査において尋ねておりまして、取りまとまりましたら御案内をさせていただきます。

いずれにしましても、被害者支援の充実のために引き続き交付金等を通じて地域における関係機関の連携を促してまいります。

以上です。

○小西会長

ありがとうございます。

最後に6番ですね。法務省からお願いいたします。

○法務省

法務省でございます。

それでは、民事局から回答をお願いいたします。

○法務省

法務省民事局から回答いたします。民法を所管している立場からお答えをいたします。

令和8年4月1日に施行された民法等改正法により、裁判所は親権者を判断するに当たっては父母の関係を含め、子の利益のために一切の事情を考慮しなければならない、DVのおそれがあるなどして父母が共同して親権を行うことが困難であると認められる時には、必ず単独親権と定めなければならないこととされています。

また、裁判所が親子交流について定める場合にも、父母間におけるDVの有無は重要な考慮事情の一つとなると考えます。

一般論として、裁判所は当事者の一方からDVの主張があった場合には、それに対する他方当事者の反論を含めた様々な事情を総合的に考慮した上で適切に判断しているものと承知をしております。

改正法施行後の運用状況を適切に把握することは重要であると認識しており、御指摘も踏まえ、運用状況の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○小西会長

ありがとうございました。

多分、皆様、これまでの事務局からの説明や各省庁からの質問への回答にいろいろ御意見がおありになるかと思えます。これらの回答を踏まえて、今後進めていくべき施策や、施策を進める上での着眼点、留意点等について、委員の先生方からまず御意見をいただこうと思えます。

御発言のある方は私から指名しますので、Zoomの「手を挙げる」機能のほうでお教えいただければと思います。いかがでしょうか。

北仲委員、どうぞ。

○北仲委員

北仲です。3点、要望というか、意見を言いたいと思います。

1つは刑法の性犯罪が改正されて、性暴力の相談支援センターの現場も大きく変わってきていますけれども、まだまだ知られていないということをあちこちで感じます。こどもの性暴力の法律もまた動きますけれども、それ以前に刑法の改正自体が特に学校現場の先生とか保護者の方たちにも伝わっていないということをすごく感じますので、内閣府としては性暴力の広報をやっていると思うのですけれども、より一層、もともとの刑法、性犯罪の考え方の広報とか、または学校関係の広報というものを強化していただきたいと思っています。

2点目に、家族法の改正が施行されたわけですが、私がおります大学でも大学病院の看護師さんなどにも説明をするということをやってみたのですが、知られていないですし、法務省が用意しているQ&Aなどを基になるべく混乱がないように説明しようとしたのですけれども、多分最も困る現場が学校と医療だと思えますので、より詳しい具体的なマニュアルとか考え方というものを準備していただきたいと思っています。

最近、名古屋市の件が報道されていますように、行政の現場でも誤解に基づいた、共同親権の父母は同一の家計として考えるというような間違った判断がされたりもしていますので、具体的な周知とかQ&Aの徹底というものをしていただきたいと思っています。

3つ目に、相談支援の現場でDVもそうですし、性暴力もですけども、まだ広島は良いほうなのですが、やはり食べていける、若い人が就職できる職業として日本ではDVや性暴力被害者支援というものが無いわけですね。これを変えていかないと、どこまでいっても相談員不足とか、ちゃんと力がある相談員を育てることができない状況にありますので、やはりその問題、相談強化という時には相談員の待遇などを考えなければいけないと思っています。

以上です。

○小西会長

ありがとうございました。

それでは、ほかの委員の方、いかがですか。積極的にいろいろ言っていただいたほうがよろしいと思います。

では、納米委員、どうぞ。

○納米委員

納米でございます。私は、事前に出ささせていただいた質問と、それから質問番号2の種部先生が出された質問への回答を聞いたのですけれども、その結果、つまり精神的DVのみが区別されないであるとか、そのような形ですと、令和5年の法改正、令和6年から施行されている接近禁止命令の肝は精神的DVが要件になったということだと思いますので、その法改正によってどのような影響があったのかということが分かりにくいのではないかと思います。ここら辺について分かりやすく集計をして示していただきたいというのが1点目です。

それから、加害者プログラムについては更問のような形になるのですけれども、質問番号3に関しては内閣府での取組について御説明がありましたが、現在、実施されている都道府県等が交付金を用いたものが7、そして独自のものが3ということで、まだ47分の10ということですね。これを留意事項に基づいて交付金を使ってやるということを促していくだけで、本当に6次計画中に47都道府県、実施されるのでしょうか。もう少し国がイニシアチブを取ってやらないと進んでいかないのではないかと。受け皿の問題等々の御指摘がございましたけれども、もっとやっていただきたいと思うのです。

それで、資料4を拝見しますと、例えば通し番号の5番ですとか8番というところでは、特に19番ですか。「効果検証の結果や外部有識者からの提言等を踏まえ、処遇プログラムの内容の見直し」といったようなことが書かれておりますので、こういったレベルまでDV、それからストーカーの加害者へのアプローチについても国が踏み込んで対応していただきたいという意見です。

そして、強制受講にするには範囲ですとかいろいろ難しい問題があるという御説明もございましたけれども、海外では実際に強制受講の制度があるところもたくさんあるわけで

す。また、法務省からの御説明ですと、刑事犯となった場合については様々なプログラムがあるという御説明がありましたけれども、それは氷山の一角だと思いますので、それ以外の部分についてもぜひ進めていただきたいというのが意見です。

以上です。

○小西会長

ありがとうございます。

続いて、小川委員、お願いいたします。

○小川委員

2点、述べさせていただきます。

各省庁、関係機関の皆様には様々な取組を進めていただいているということは重々承知しているのですが、学校等における相談体制の強化のところでお伺いしたく思います。「生命（いのち）の安全教育」も取組を行っていただいていると思いますが、現場にいる教職員、関係者におきましては、十分に周知がされていないことがあるということを知っています。周知ということについてももう少し取組を強化していくことが必要なのかなと思っております。

また、高等教育機関におきましても、学生支援担当部署の教職員は、性暴力やデートDVなどの問題について知識や支援方法等について専門性を持って対応しているのですが、大学全体として見ますと中々浸透していない状況があります。知識や専門性を持っている関係者はこの問題や対応について分かっていますが、実際にこのような案内や情報を受け取った時に、学内のどこに周知したら良いのか分からないというところで止まってしまっているというようなことがあります。

東京大学では昨年からのデートDVやストーカーの防止に関する啓発活動を開始しています。これまでも学生団体からの声掛けや活動で、学生が主体となって啓発を行っていたことは過去にあったのですが、全学的な取組というものがされていなかったため、全学的な取組として進めているところです。しかし、こうした問題というのを自分事として捉えることは難しい場合があります。けれども、研修などで情報を得たり、実際に話を聴いてみると非常に興味を持って、また、身近な問題だということで、気付きがあります。ジェンダーに基づく暴力等の防止に対して、各自がアンテナを立てて、気を付けていかなければいけないんだと気付いていただけるようです。高等教育機関にも積極的に周知をしていただければと思います。

2点目は、児童相談所と女性支援の関連施設との連携について、進めているという理解でよろしいでしょうか。それぞれの関係機関において、こどもと女性ということで重点を置いているところが異なる場合もあるので、認識が違うという課題もあったと思いますけれども、現状は双方の関係機関では共通の理解を持って連携するような体制になりつつあ

るのかということが知りたいところでございます。

ちょっと話がズレますけれども、先日、福岡県の嘉麻市で母子生活支援施設での事件がございました。事件の背景は、まだはっきり分かっておりませんが、こういった事件はこれまでなかったのではないかと思います。とても衝撃的なことで、施設の中にDVをしていた夫が入り込んでいたということです。そのことに施設側が気付いていなかったということなのか、こどもさんがなぜ被害に遭ってしまったのかということは慎重に解明していただきたいと思います。こどもさんと女性（母親）を支援する施設だったり、関係機関の連携が非常に重要だと思いますので引き続き、取組を進めていただきたいと思っております。

以上になります。

○小西会長

ありがとうございました。

途中で児童相談所と女性支援施設との連携のお話、御質問があったのですが、後で時間があれば答えてもらうということでもよろしいですか。まず、皆様の御意見を伺ってからというふうに考えております。

○小川委員

はい。

○小西会長

それでは、続きまして、種部委員、お願いします。

○種部委員

ありがとうございます。

先程、出させていただいた質問の回答のところ、精神的DVに対して保護命令の件数が把握できないというところは大変ショックでして、現場では一例でも精神的DVを根拠に保護命令を出せる状況を作ろうと思っていたところで、それが把握できないというのはちょっと残念でした。

今回、法改正にまで持って行っていただいたので、医療機関でも精神的DVがあった時、PTSDがあるとか、どんな形で診断書を書くのかに関して研修を行ってきました。では実際に保護命令を出していただけるのはどういう例かという、明らかに精神科医がPTSDとはっきりと診断できるような、症状がかなり出ている人ということになるのですが、実際には症状のない人も多いと思うんです。

内閣府調査の中でも、DV被害者の方たちに身体的症状があったかどうか、などのサブ解析をしていますが、症状のない人もいらっしゃるんですね。そうすると、精神的DVによる

保護命令発令というのは全く使えないルート、という話になってしまうのです。

実際にはどこにハザードがあるのか。せつかく法改正していただいたので、数の把握をする方法がないのか、御検討いただきたいと思います。

もう一つは、先ほど北仲さんもおっしゃっていましたが、女性相談支援員が配置されていない市町村はまだ多いと思うのです。市町村もやはり予算がありませんで、窓口に生活困窮でやって来るのに、その背景にDVがあることを全く把握していないとか、当然ですけれども、虐待がセットになっていることを把握していないというところで、しかも窓口の職員も替わってしまうということがあると、市町村のスキルが全く上がっていかないんですね。

市町村にはその部局、部署を異動させる決まりがあるようで、常勤職員といいますか、正社員の人たちは2、3年でローテーションをしなければいけない。それで、女性相談支援員の方を置く場合には、これは会計年度任用職員にしなければいけないというルールがあるようで、固定されないということがスキルを上げていないことの理由かと思うのです。

ここは国として、自治体職員の配置に関して何か決まりがあるのであれば見直すことはできないのかなと思うのです。例えば、専門性の高い人を育てるためにその場所については異動をできるだけしないやり方にすることが望ましいとか、そういう指針だけでも示していただくと、市町村は人事の時に考えるのではないかと思います。

例えば、今あちこちで熊対策が大変なのですけれども、獣医さんは同じように農林水産系部門にずっといるとか、そういうふうに固定されるじゃないですか。そのように何かの資格を与えたら固定されるとか、会計年度任用職員ではないやり方で専門性の高い人を育てる方法を考えたほうが良いのではないかと思います。

もう一点、先ほどお答えいただいた中では民事のほうですね。共同親権の影響がどうなのかということのをこれから検討してくださるのは大変ありがたい回答だったかと思います。医療機関は切迫している状況にあります。別居親の同意が取れなかったら医療ができないです。小児科学会を中心に複数の学会で承認を取りながら、今マニュアルを作っています。どこからどこまでが急迫なのか、どこからどこまでが日常的な医療なのかの線引きが明確にならないと手術ができないということで、大変逼迫した状態ですからマニュアルを作っています。

そうなりますと、これは非常に喫緊の課題です。保護命令を出されていても、家庭裁判所でDVがあったことを認められず、共同親権になってしまったり、面会交流が認められるということもあると思うのです。

ですから、これも数の把握をできれば急いでいただいて、状況把握をしつつ医療とか学校とかで対応していかなければいけないと思います。また、遠い先にどういう課題があるかということも整理して取り組んでいただければと思っています。

次に、性暴力のほうについてです。医療機関の研修などをさせていただいたのですけれども、各都道府県はやはり大阪SACHICOの運営がなかなか厳しくなったところで、目を開か

れたわけです。属人化してしまったり、専門性の高いスーパーマンがいるところでないと事業を継続できないような形では裾野が広がっていかないという持続可能性に問題があると思うのです。

例えば急性期の外科的な病気とか、難しい手術などは大きな大学病院で、それから小さな日常的に関われる疾患は、かかりつけ医がある程度ゲートキーパーになる仕組みは一般の診療の中でもあるわけです。それと同じように、性暴力についても日常診療の中である程度対応していただいて、そこから先、対応機関を広げていく。そして、スキルの高い何かを要求されるようなときにはワンストップセンターが対応するとか、こういうラダーを作る形を考えたほうが良いのではないかと思っています。今、調査をされたということでしたので、その調査結果を待って方向性を示していただければと思います。

以上です。

○小西会長

ありがとうございました。

続きまして、大岡委員、お願いいたします。

○大岡委員

失礼いたします。質問5を出させていただきました。それに関して少し意見させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

前提といたしまして、内閣府様の令和7年の支援状況等調査の結果が出てくるということで、それを待ちたいとは思いますが、現場の声としてぜひ共有させていただきたいのは、今ワンストップ支援センターにつきましては犯罪被害者支援センターが中心となってワンストップを担うところと、あとは産婦人科医等が中心になって立ち上がったセンター等があって、今は随分その差というのは少なくなってきたと思うのですけれども、しかし、それでもやはり位置付けが違うということは歴史的にあると思います。

そうなったときに、今、支援調整会議についての質問をさせていただいていたわけなのですけれども、警察庁様のほうでは都道府県に専門職を置いて対応していくということになっていまして、そしてこれは都道府県がワンストップ支援センターにそのケース会議をするということを委託しない限り、行政を巻き込んだケース検討というものがなかなか行えないのではないかと。つまり、行政のいろいろな部署を呼ぶというようなことがワンストップの範囲でなかなか難しいという現状があるのではないかと。これを共有したいと思うところがございます。

特に学校などが入ってきたときに、未成年が多いので学校がどうしても絡むことは多いわけなのですけれども、なかなかそこと一緒に会議をするなどということが現場では難しいところがあって、反対に現場は例えばスクールソーシャルワーカーなどは性被害・性加害が本当にたくさんあって、どうやったらいいんだということで困っているという状況が

あるかなと思います。

そうなったときに、内閣府様のほうの交付金の話があったかと思うのですが、大変こういった交付金ありがたいなと思って聞かせていただいているのですけれども、これは都道府県の判断でどこにそれを渡していくかということが決まるという状況もあるかと思えますので、適切に都道府県が交付金を性暴力被害者支援に回るようにぜひ今後もお口添えいただけるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○小西会長

ありがとうございます。

ほかには御意見いかがでしょうか。

辻委員、どうぞ。

○辻委員

失礼いたします。一応、事前レクの時にもお伝えしたことなのですが、拝見した資料につきましてはなるほどというふうに感じて大変いろいろ勉強になりましたが、さらにお仕事を増やしてしまうと言いましょか、ここでこぼれ落ちてしまう部分に関して少しコメントといたしましょか、気付いた部分をお話しできればと思います。

2点ほどございます。

1つが、先ほど拝見した資料3の1ページにもございましたし、私の自己紹介でも申し上げたのですが、確かにこの専門調査会の名称から「女性に対する」が無くなったように、もちろん女性に対する暴力も依然として大事な問題ではあるのですが、男性その他のマイノリティも被害者になることがあって、その点で申しますと、男性の相談というのでしょうか。資料3を拝見していて、男性もしくはその他のマイノリティの方も被害者になるということもございましたし、それと同時におそらく資料3の10ページとか16ページとかでしたか。被害に遭った際に相談に行く割合は男性のほうが低いんです。これは大変興味深いデータだと思っておりまして、男性相談というのは難しいのですけれども、何か全国的に男性相談が増えていくような取組を国としてもお考えいただきたいと思いました。

補足で申しますと、先ほど納米さんからもお話があったかと思うのですが、一緒に関わった川崎市のほうでは東日本の中でも全国に先駆けてパイロット的に男性相談というものを始めておりまして、かなり細々とはあるのですけれども、やはり続けていくことで分かってくることもあるんですね。

おそらく、川崎市の場合はベテランの相談員さんを配置されて、なおかつやっっていく中でどうしてもリピーターがついてしまって新規の方が集まりにくいとか、あとは男性相談で難しいのが、被害者としていらっしゃるのですけれども、被害者として語っていくうちに加害的な、それこそ女性差別的な発言をすとか、被害者であると同時に加害者でもあ

ったりするところが見えたりしてなかなか難しいらしいのですが、そういう難しいところを頑張っていくための男性相談というものをバックアップしていくような施策とかをお考えいただけると大変ありがたいと思って伺っておりました。それがまず1点目でございます。

もう一点は、若干ないものねだりといいたいまいしょうか、さらにお仕事を増やすのかもしれませんが、社会学をやっておりますと、やはり性暴力といいたいまいしょうか、暴力が起きやすい権力関係で、かつ人から見えづらい場面はほかにもあると思うのです。

私などは大分、年を取ってまいりまして、親の介護も始まっておりますし、大学に勤務しておりますと学生の就活等も支援して思うことがございますが、介護の場面ですとか、あとは就活のOB訪問、OG訪問とか、そういう部分はどうしても暴力的なことが起きやすい場面だと聞いておりますので、なかなか目がいけない部分ではあるのですけれども、介護の場面ですとか就活の場面等々、まだまだどうしても見落としがちな暴力が起きやすい部分もございますので、仕事ばかり増えて恐縮でございますが、そういった面もぜひ御検討いただけたらと思っております。

以上でございます。失礼します。

○小西会長

ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。皆様、御発言いただきましたか。

岩佐委員、お願いします。その次に、小川委員、どうぞ。

○岩佐委員

岩佐です。よろしく申し上げます。

まだ事態があまり理解できているかどうか分からないので、うまく適切に話ができるかどうか分からないのですけれども、1点目は特に性被害の関係で今、刑事裁判というか、刑事訴訟の手續の中で一定の聞き取り方法を進めていきたいと思いますということになっていることとの関係で発言させてください。

今、刑事裁判の中で徐々にというか、そういう一定のプロトコルなりを意識して、こどもを中心として性被害の聞き取りをしないといけないんだという話にはなっているのですけれども、なっているからこそ、逆に刑事手續の中でそこを意識しつつも聞き取りが繰り返されているというやり方が良くないのではないかと。もともと聞き取りの在り方について問題になっている事例というものもある。

これはどう浸透していくかということだと思っておりますけれども、警察なり検察機関なりが聞き取る前に、実は学校の先生が詳しく聞いてしまっているのではないかとか、スクールカウンセラーさんなどが詳しく聞き取ってしまっているのではないかとというようなことで、そのこと自体、児童相談所というのも絡む時もあるのですけれども、それが絡んで結

局証人尋問にスクールカウンセラーさんと呼ばうとか、スクールソーシャルワーカーさんと呼ばうとか、要するにこどもそのものに聞くというよりは、そこで聞き取り、確認をしようではないかという議論も出始めている。

そこでちょっと私が申し上げたいのは、司法でそういうことが起こると結構影響は強烈なので、やはり聞き取りの在り方について、私も教育委員会に絡んでいるので自分の自戒も含めてなのですけれども、学校の先生、それからSCさん、SSWさんとかに本当に具体的に周知していかないと、非常に厳しい事態に陥るといようなことが具体的に始めているのですということを一点申し上げたかった。

ただ、学校現場で、これも自分の中で調節が難しいなと思っているのですけれども、保護者からの性虐待が明らかになっているケースというのは、比較的さっさと児童相談所に送ってやってもらいましょうということなのですが、例えばこども同士の性加害、性被害となってくると、それが発覚した時点で翌日から例えば別室指導にするのかとか、要するに即翌日から対応が要るので、軽く聞き取ってということで大丈夫なのかとか、そういうような難しさも現実にはあります。

文部科学省のほうで、聞き取りの在り方についてYouTubeとかに挙げていただいたりしているというのは承知しているのですけれども、現実に具体的にになるとなかなか難しい場面があったりする。

それから、教育委員会の立場からすると人事の問題もあるので、例えば教職員が性加害をしたといったときに、これも一気に先にこどもから深く聞き取るのは禁物とはいえ、結局その人について懲戒処分にするという問題が出てくるので、そうするとどのタイミングで委員会は聞くのかとか、もしくは警察などで聞いていただいたものが児童相談所で児童福祉との関係では情報共有しましょうというのははっきりされているのですけれども、人事懲戒処分との関係でそれが使えるのかとか、現場レベルではいろいろときめ細かく検討しないといけない課題もなお残っているのですが、いずれにせよ周知が重要であったり、もしくは体制は大変だとは思っているのですけれども、できるだけ早くに警察なり検察のほうで聞き取っていただけないところがないと、ちょっと現場は持ちこたえにくいので、引き続きその点をぜひお願いしたいですというのが1点です。

あと2点ですが、2点目は非常にナイーブで、あまり私が弁護士として言うべきことではないかもしれないのですが、刑事訴訟の中でこどもというか、特に性被害を受けているこどもに対して優しい制度を作りましょうということで努力が進んでいるのですけれども、やはり引かかるのは弁護人による反対尋問でありまして、今までさんざん聞き取りを、こういう聞き方が良いのではないか、ああいう聞き方が良いのではないかとされているんですけども、一般的な反対尋問のテクニックというのは、相手を困惑させたり、矛盾を突いたりして信用性を落としていくというやり方になるのですが、それが本当に効果的なのか。

もちろん、かなり詳しくやっている弁護人の方々はかえってそういうやり方をすると、

こどもとの関係では反対尋問が信用性を失うというか、逆に言われている場合もあるのですけれども、いずれにせよその聞き取りの在り方みたいなものも本当は考えないと、こどもたちを法廷に出せるのかという問題があり、反対尋問は重要なので、反対尋問をしていく必要はあると思うのですけれども、その在り方の検討が要ると思っっているのですが、この話題はすごくナイーブだと思うので、弁護士会に所属する私が言うことなのかというのもあるのですけれども、でも、そこは極めてこどもの立場から言うと重要な論点だというふうに認識しています。

最後は、私の範疇外なので、専門の先生から違ったら違うということでぜひ御指摘いただきたいのですけれども、プログラムをいろいろ実施されているというのはすごく重要なことだと思うのですが、おそらくそれぞれの人のコンディションの問題とか、認知の問題とか、どういう経済状況に置かれているとか、いろいろなことが絡んでくると思うので、私としての希望は、プログラムを実施するとともに、しっかり加害になっている人に対する総合的なアセスメントがなされて、プログラムとともに、その支えとともに、一体その人に対してどうしたら良いのかというような体制に向けられているのかというのがちょっと気になっているところで、何かプログラムを受けたら良くなって、それで何とかなるんじゃないかみたいな感じになると、あまり良くないのではないかと感じております。

以上です。

○小西会長

ありがとうございます。

ここまでで大体、皆様には御発言いただいたかと思えますけれども、小川委員、納米委員、それぞれまた御意見があるようですので伺いたいと思えます。

小川委員、どうぞ。

○小川委員

先ほど、女性相談支援員のことをお伝えしていなかったので少し補足させていただきます。これまでもお話に出ていたところなのですが、女性相談支援員を対象に全国調査をいたしました。女性支援新法では、女性相談支援員の設置が任意設置から市区への努力義務へと改善されたことがあります。私が行った調査は、ちょうど女性支援新法が施行する直前まで調査期間でして、名称が変更される前の「婦人相談員」を対象とした調査でした。調査結果では、女性相談支援員は職場で1人、あるいは2人というような少人数の職場が非常に多いということが分かりました。

また、職場で孤立して、上司に当たる方の理解がある場合は良いのですけれども、全く理解がなかったり、学ぼうとするような意識がなかったりすると、現場での相談員の方々が大変な苦労をされ、奮闘をされていることが分かりました。上司が支援等について理解がない場合は、御自分の裁量で支援を行うことがあるそうですが、それが制度の枠組みか

ら出てしまって一生懸命やったことが、かえって上司に叱られてしまうということもあるそうです。上司が女性支援について知識を持っていて理解があるかないのでは全く異なり、理解がない場合、現場の相談員の意欲の減退につながっているということがあります。こうした職場環境の中で、支援を行っている相談員に対しては支援が必要だと思います。また、待遇の改善が必要だと思います。

全国調査結果では、約8割の方が非常勤職でした。調査概要としては、約1,600人に調査票を送り、638人から回答を得て、40%くらいの回答率でした。非常勤職という待遇が、相談員の立場や発言力を弱めてしまう状況があります。会計年度任用職員制度が導入されて以降は、雇用期間が1年毎の更新ということで、待遇については今後改善していく必要があると思っております。

一方で、研修などは厚生労働省さんが主導して、研修充実していると伺っています。研修を受講したら加算があるなどの仕組みを作っているというのは良い方向だと思います。

一方でインタビュー調査結果からは、せっかく優れた制度を作っても、現場ではあまり利用されなかったり、実際に直接支援に当たっている相談員の方々の貢献が報われないことになってきているという話を多く聞きました。仕組みをどのように機能させていくのかということが重要だと思います。女性支援新法施行以降の女性相談支援員の方々の状況について、現場で苦労されているというお話も聞きますので、継続した調査の必要があると思います。また、意欲的に取り組んでいらっしゃる相談員も多くいらっしゃるのので、相談員の声がうまく制度に反映されるような形になっていけば良いと思っております。

以上になります。

○小西会長

ありがとうございました。

それでは、納米委員、どうぞ。

○納米委員

たびたび失礼いたします。

まず、辻先生、お久しぶりでございます。また、川崎のセンターのことも御紹介くださりましてありがとうございます。本日も川崎のセンターから参加をしております。

川崎のセンターでやっている男性相談ですけれども、細々と苦労しながらやっております。やはり課題は、相談員を確保するということがとても難しいということがございます。それと、男性の相談と女性の相談ではすごく違う利用者層がアクセスしてきているということを少しだけ御紹介します。

女性の場合には有配偶の40代くらいの方からの御利用が多いですが、男性の場合にはシングル、非婚の方からの御相談というか、アクセスが多く、孤立ですとか孤独といったよ

うな訴えがあったり、または性加害に関してもお話が入ってきたり、性加害がやめられないといったような形でお話が入ってきたりするというような状況を少しだけ皆様に御紹介させていただきます。

続きまして、岩佐先生のほうからのプログラムを受けるだけではなくてアセスメントが重要なのではないかという御指摘もそのとおりでございます。それで、今回配布されました資料4の先ほど挙げました通し番号5ですとか19等を見ますと、法務省におかれましては刑事施設内においてであるとか、こどもに対する加害者についてはアセスメントも含めて検討されていらっしゃるのだと思うのです。こうしたことは、ストーカーの加害者に関しても、またはDVの加害者に関しても必要なことなのではないかと思っておりますので、ぜひ取組をお願いしたいと思っております。

最後に3点目なのですが、種部先生のほうからやはり精神的DVの把握ができないというのはつらいというお話がありまして、本当にそのとおりだと思います。また、家族法についての御懸念もございましたが、保護命令が出ていても共同親権や親子交流が調停や審判、裁判などで認容されてしまった件数というのがこれから把握できるのであれば、大変だと思いますけれども、それはぜひぜひ把握いただきたいと思っております。

それで、今申し上げたのは少なくとも裁判所に来た方たちであって、協議離婚の中でもおそらくは保護命令が出ていたとしても、共同親権を選択して離婚をするという方が出てくるのではないかと考えられます。

その場合には、何らかの把握の方法があるのかどうか。保護命令が出ているけれども、共同親権を選択して協議離婚を選択したというようなことについて、把握する方法の有無といったことについても教えていただきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○小西会長

ありがとうございました。

これで一渡り伺って、本当に大きな問題が複数出ているという感じではございます。

最初に御質問いただきました児童相談所との連携もたびたび出てまいりましたし、それからいろいろな連携ですね。特に縦割りの中では、違う管轄にあるところの連携というのが非常に問題になっているかと思っております。ここについて、厚生労働省とこども家庭庁からお答えいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○厚生労働省

厚生労働省女性支援室の栗原と申します。

児童相談所と女性相談支援センターとの連携についてですけれども、これは我々としても重要と考えているところです。実際に女性相談支援センターに来られる方の中には児童を同伴しての方もおられますし、そのまま一時保護になったりする方もおられますし、ま

た若い女性の性的被害という問題も相談に来られる場合があります。そういう意味で、日々、児童相談所と連携することが必要となる場合があると考えています。

実際にそうしたことについて取組を進めていく必要がありますので、女性支援新法が新しく令和6年4月にできましたけれども、支援調整会議というものを設ける形になっていまして、各都道府県ではおおむね設置が進んでいるという状況になっています。そうした中で、児童相談所の方にも関係機関の方に入っていただいたりして、組織的な関係でもそういった連携の強化を進めていくこととしていますし、個別のケースについても日々必要な場合には連携するということが行われていると認識しているところです。

今回の母子生活支援施設の事件のことにつきましては、個別のことですのでお控えさせていただきますと思います。

厚生労働省からの回答は、以上になります。

○小西会長

ありがとうございました。

それでは、こども家庭庁に関わることはいっぱいあったかと思いますが、特に連携について御回答いただければと思います。

○こども家庭庁

こども家庭庁虐待防止対策課です。児童相談所の担当をしております。

基本的には厚生労働省からお答えいただいたとおり、18歳未満の女性であれば女性相談支援センターの支援対象でもあり、児童相談所の支援対象でもあります。また、こどもを同伴する女性が女性相談支援センターで、例えば一時保護等の支援を受ければ、こどもの年齢や状況に応じて当然児童相談所も関わって連携して支援していくことが必要になってくるかと思えます。この点に関しては、児童相談所運営指針で明記しておりまして、各自自治体の児童相談所においてもそのような取扱いで連携することを周知しております。

母子生活支援施設の件でございますけれども、当然児童相談所が関わっているケースにおいても入所後、引き続き支援するということは当然あると思えますので、そういったところの支援も引き続きしっかり対応していきたいと考えております。

こども家庭庁からは、以上でございます。

○小西会長

ありがとうございました。

そうですね。連携の形をだんだん作って行かれていることは理解していて、例えば支援調整会議もそうだし、法律内でもそういうことが進められているのはそのとおりなのですが、今日のお話を聞いていると、そこからの実践で、しかもそのクオリティーを保ちつつ実践するというところが非常に今は足りないんだなと思いました。

全部そのとおりだと思いながら御意見を聞いていたのですけれども、性犯罪・性暴力に関しては法律が変わり、例えば検挙件数なども跳ね上がっていますよね。そういう点で、社会に対するインパクトというのは結構あったし、そもそもこの数年で性犯罪・性暴力に対する社会の通年というのも非常に変わってきつつあるところだと思います。

そのことは良いことだと思っっているのですが、一方で、皆様がおっしゃっていたことですよね。一部では分かっている、ではそれが現場の実践につながっているのかということところが問題です。今日広報と言われていたことにも2種類あると思っまして、周知する。多くの人に知ってもらうということが必要なところと、それから専門家レベルのクオリティを上げるという2つのことがかなり言われていたと思うので、課題も分かって枠組みも作ったけれども、ではそれが実装されたときにどこまでいくのかということにはまだ今は大きな問題があると思っしております。

それで、特に刑法改正なども含めてこどもの性被害が非常に多くて、それを防がなくてはいけないということは多くの人々の共通の視点というか、そういうふうになったことは非常に良いことだと思っしています。

でも、こども対象の政策、対応はこれからのところもたくさんありますよね。できたけれども、ではどうやっていくのか。児童相談所の今の問題や、連携の問題というのも本当にそうなのですから、できたことをちゃんとどうやって、どこでもできることにしていくのかということところがやはり大きな問題です。

それで、12月に施行される「こども性暴力防止法」のほうも本当に実践するとなったらなかなか大変なことで、これも大きな問題がありながら実践に向かってやっていくしかないのだろう。また、やってみるといっぱい課題が出てくると思うので、そういうことをまた考えていただくのかなと思っながらお聞きしていました。

それで、もう一つ考えなくてはいけないのは、DVのほうはDV法の見直しというものがありますから、今、数字が出ていないことをたくさんの方に御指摘いただきましたけれども、少なくとも今回変わってどうなったのかという実情についてはぜひしっかり出していただかないと、次の見直しの議論というところにも証拠なしでいろいろ議論していても何も進まないですから、そこはぜひ何かいただければと思っします。既存の統計だけでは多分うまく出ないと思っしますので、そこをちょっと考えていただけないかと思っしました。

もう一つ大きい課題としてあるのが、相談支援組織の持続性というか、専門家の質も保ちつつ持続していくということが非常に幾つもの課題があつて難しい状態になっている。SACHICOの問題が出ていましたけれども、属人的でなくやってもらうためには、本当にちゃんとした「仕事」にしない限り、難しいと私は思っしていますが、なかなかそこは進んでいけないところがあるというのは、思っしています。

被害者支援、あるいは特に性暴力の支援というのは非常に専門的な知識が必要で、例えば法律の側面からもそうだし、社会的な支援という側面からもそうだし、それから医学的な支援とか心理的な支援という面でもそうです。どこも足りていない。どこも足りていな

いところの専門家の質を保ちつつ増やすということと、それからさらにそういうものを持続させていくというのが本当に社会の大きな課題だなと思っています。

基本的にこの分野が社会の中で実は社会を支えるための非常に大きな要素なのであるということが共通理解になることが必要なんだと思っていて、そちらのほうに一步は踏み出しているし、いろいろ変わってきたところもありますけれども、端っこにある特殊な事業みたいになってしまうと、なかなか社会を変えていくということが難しいのかなとも思います。本当に一步なり二歩なりでも進めていくというふうに考えてやっていかなくてはいけないのかなと思っています。

それでは、まだちょっと時間はありますけれども、皆さんどうでしょうか。何かございましたらお話を承ります。

最高裁判所、お願いいたします。

○最高裁判所

最高裁判所の松原でございます。

先ほど来、委員の皆様から統計数値について御指摘等をいただいていたところでございます。私の御説明が分かりにくかったのかと思いますけれども、今回接近禁止命令の要件として加えられました、生命、身体、自由、名誉もしくは財産に対し、危害を加える旨を告知する脅迫に関し、この脅迫のみを原因とする接近禁止命令の発令件数については統計数値を持っております。それが質問事項1について先ほどお答えさせていただいた件数ということになります。

ですから、今申し上げた脅迫を精神的DVと捉えるのであれば、精神的DVのみを原因とする発令件数については、先ほど質問事項1で申し上げた件数というところでございます。

他方で、種部委員のほうから御質問をいただきました精神的DVと身体的DVの双方を原因とする発令件数でございますとか、身体的DVだけを原因とする発令件数というものについては把握をしていないということで先ほど御説明を差し上げたところでございます。精神的DVを理由とする発令件数について全く数値を持っていないということではないということだけは付言させていただければと思って発言させていただきました。ありがとうございました。

○小西会長

ありがとうございます。

多分、皆さんそれは分かっていると思います。ただ、脅迫だけが精神的DVではないことは書いてある文章からも明らかですから、ではそれはどういうふうに捉えればいいのかという問題かと理解しております。

でも、お答えいただいてありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

北仲委員、どうぞ。

○北仲委員

すみません。ちょっと話題が変わるのですがけれども、「こども性暴力防止法」の施行に向けて今、教職を目指す学生たちに誓約書とか同意書を各大学で取るようにという連絡が文部科学省から来て、うちの大学でもちょっと確認でばたばたしています。

それで、ちょっと大学の現場ではバランスを欠くというか、性暴力について、あるいはそこには刑法の性犯罪だけではなくてもうちちょっと広く入っていることについて何もガイダンスがないまま18歳、19歳で入学してきた学生たちに誓約書とか同意書だけを取っていかなければいけないということで、これはショックを与えるのではないかとか、いろいろな大学の関係者から戸惑いの声も挙がっています。

もちろんこども家庭庁でも法律の広報の動画が出ているとか、そういうことは承知していますけれども、学校現場で、大学でも性暴力や、自分が性犯罪を犯さないための教育というのがかなりない中で同意書だけ取っていくということはどうしたら良いのかということをもう少し考えていただきたいと思います。

以上です。

○小西会長

ありがとうございます。

この中に大学の教員は結構たくさんいらっしゃると思うので、突然文部科学省から通知が来て、一体これをどういうふうにするのか。扱う範囲はどこまでなのかとか、本当に大学としては戸惑っている状態なのだろうと思うので、そういうことに関してもまた教えていただけたら良いのかなと私も思っております。

他にはいかがでしょうか。

それでは、本日は本当に皆様、貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

この御意見については、これからこの専門調査会をやっていく上での議事進行の参考にさせていただく。それから、政府における取組の検討にも生かしていただくと考えています。

そうしたら、今日はこれで一応皆様方の御意見も伺いましたので、本日の議事は終了にしたいと思いますが、よろしいですか。ここからまた議論を始めていくことになると思いますので、よろしく願いいたします。

では、今後の予定について事務局からお願いいたします。

○中島男女間暴力対策課長

事務局でございます。

次回につきましては、改めて先生方の日程を照会させていただきまして、調整の上、御

連絡をさせていただきます。

以上です。

○小西会長

そういうことですので、またよろしく願いいたします。

以上をもちまして、第1回「暴力に関する専門調査会」を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。